

柴監告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月30日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

平成30年度 定期監査（教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成30年12月13日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 令和元年8月8日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

記

指摘事項	措置内容	措置を講じた課等
○図書の早期購入について 町内小中学校において、年間の図書購入費として25万円から55万円の予算措置がなされている。しかし、9月末現在においての支出額が数万円と、執行率の極めて低い学校が多く、中でも全く支出していない学校が2校あった。年度の後半期に予定している図書購入費を除き、児童生徒の読書意欲の向上のためにも早期の予算執行に努めること。	4月の教頭会や事務長会議において、できるだけ早く図書購入ができるように説明している。 年末に第一弾として購入するようなことがないように学校側と連携を図っていく。	教育総務課